

## 「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	防災上有効な施設又は設備の認定	
根拠法令・条項	石油コンビナート等災害防止法施行令 第16条 第1項	
所 管 課	予防部	危険物保安課
審 査 基 準	<p>石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第1項の規定に基づき、防災資機材等に係る代替措置として防災上有効な施設又は設備を設置したものとして認定する場合は、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第21条の2により、固定放射設備等を設置する場合と規定されている。</p> <p>なお、当該認定を行うに当たっては、上記省令の規定のほか、</p> <p>① 代替できる場合の事業所の要件及び代替できる防災資機材等の範囲については、「石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材等に係る代替措置について」(昭和53年7月28日付消防地第174号)を、</p> <p>② 屋外タンク貯蔵所の固定放射設備として液面下放射方式固定放射設備を設置する場合の条件及び技術基準としては、「石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材に係る代替措置として液面下放射方式固定放射設備の設置について」(昭和53年11月27日付消防地第289号)</p> <p>を審査基準とする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	20日
	標準処理期間を設定できない理由	